

平成24年11月19日
三井生命保険株式会社

『ご家族登録制度』の取り扱い開始について

～ご家族への愛をかたちに より確かなものへ～

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 山本 幸央）は、11月20日より、当社のお客さまとの関係をより強固なものとするために『ご家族登録制度』の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 背景・ねらい

今般、当社では、“お客さまが生命保険に託されたご家族への想いを、いつ、いかなるときもしっかりとお届けすること”が生命保険会社の使命であり、その使命をより確かなものとするためには、ご契約者の方はもちろんのこと、保険金等の受取人をはじめとするご家族の方にも、ご加入いただいている生命保険契約の内容（以下「ご契約内容」）についてご理解いただくことが大切である、との認識から、『ご家族登録制度』の取り扱いを開始することといたしました。

従来、ご契約内容については、お客さま情報の保護・管理の観点から、ご契約者本人以外の方によるご質問・ご照会にはおこたえすることはできませんでした。しかしながら、「加入している保険の内容は家族にも知っておいてもらった方がいい」「加入する際は夫婦で内容を検討して決めたのにもかかわらず、加入後には主人の保険について、妻には教えてもらえない」等のお客さまの声もあり、今後は、『ご家族登録制度』に登録されたご家族の方に対し、ご契約者の方と同等の範囲で情報を開示することを通じて、いざというときに愛するご家族のため、大切な保険をお役立ていただけるようにいたします。

上記の主旨を、右デザインのとおりに「ご家族への愛をかたちに より確かなものへ」というキャッチコピーとロゴマークにより表現いたしました。



- ♥ ピンク色の部分は「お客さま」を、当社コーポレートカラー（松葉色）部分は「当社」を表しています。
- ♥ 左側の3つのハートは「お客さまご家族」を、右側のハートは「当社担当者」を、そして真ん中の結び目は、双方がしっかりと結ばれているイメージを表現しています。
- ♥ 左側の3つのハートは、「父親・母親・子ども（ご家族構成）」「ご契約者・被保険者・保険金受取人（保険関係）」、あるいは、お客さまにご安心いただくために当社が最低限お届けしなければならない「いざというときの連絡先と方法・ご加入の契約内容と保障内容・将来の保障の見直し時期の目安や対応方法（選択肢・プラン例）」を表現しています。

2. 制度の概要

『ご家族登録制度』は、ご契約者の方に、ご契約内容についてご契約者の方と同等の範囲で情報開示・提供させていただくご家族の方を、事前にご登録いただく制度です。制度の概要は以下のとおりです。

- ご登録いただけるご家族の方は、ご契約者の配偶者、もしくは三親等以内のご親族の方お1人です。
- ご登録されたご家族の方には、ご加入いただいている全ての契約（今後ご加入いただくご契約を含む）に関する情報を開示・提供させていただくことになります。
- ご登録されたご家族の方からのご質問・ご照会におこたえするとき、または当社の担当者が保障見直し等のご案内をするときの内容は、ご契約者の方に説明させていただく内容と全て同等です。
- この制度は、申込書を当社（担当者）へご提出いただいた時点からご利用いただけます。ただし、当社の「お客様サービスセンター（コールセンター）」に対するご照会につきましては、ご契約者の方に宛てて郵送させていただく登録完了通知の到着以降となります。
- 当制度は3年間有効です（3年経過後のお取り扱いについては、当社より改めてご案内いたします）。
- ご登録されたご家族の方による、ご契約に関するお手続きはできません。お手続きの際は、ご契約者本人によりお願いいたします。
- ご登録いただいたご家族の変更や登録廃止につきましては、ご契約者の方から、当社の「お客様サービスセンター（コールセンター）」までご連絡願います。

3. お手続きについて

登録のお手続きに際しましては、当社担当者より上記の制度概要について説明し、ご契約者の方に内容をご確認いただいたうえで、当社所定の申込書に必要事項をご記入（ご署名）いただくことで完了いたします（お手続き終了時には、ご登録いただいたご家族の方に宛てた書面をお渡しいたします）。

4. 取り扱い開始時期

平成24年11月20日（火）

以上